

入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第6号）

1 改正内容

(1) 給料表の改正【令和4年4月1日適用】

○平均で0.14%の引上げ（平均464円）

- ・初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ
- ・大学卒初任給を3,000円、高校卒初任給を4,000円引き上げ
- ・中高年齢層は改定なし

1級は75号まで、2級は55号まで、3級は35号まで、4級は15号まで、5級は7号まで改定、6級以上は改定なし。

(2) 諸手当の改正

○勤勉手当

- ・令和4年度12月期に支給する勤勉手当の支給割合を引上げ
（一般職：0.10月分、再任用職：0.05月分）
【令和4年12月1日適用】
- ・令和5年度以後の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を改正
【令和5年6月1日適用】

□期末・勤勉手当の支給割合

《一般職》

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
令和4年度 〔現 行〕	期末手当	1.200	1.200	2.40	4.30月
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	
令和4年度 〔改 定〕	期末手当	1.200	1.200	2.40	4.40月
	勤勉手当	0.950	<u>1.050</u>	<u>2.00</u>	
令和5年度 以 後	期末手当	1.200	1.200	2.40	4.40月
	勤勉手当	<u>1.000</u>	<u>1.000</u>	2.00	

《再任用職》

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
令和4年度 〔現 行〕	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.25月
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	
令和4年度 〔改 定〕	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.30月
	勤勉手当	0.450	<u>0.500</u>	<u>0.95</u>	
令和5年度 以 後	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.30月
	勤勉手当	<u>0.475</u>	<u>0.475</u>	0.95	